

令和5年（行ウ）第171号 帰化不許可処分取消請求事件

原告

被告 国

原告準備書面（3）

2023（令和5）年12月12日

東京地方裁判所

民事第51部2B係 御中

原告訴訟代理人	弁護士	関	聡	介
同		鈴木	雅	子
同		小田川	綾	音
同		高見	智	恵子

第1 はじめに

帰化許可については、国は従前から法務大臣の広範な裁量に基づく処分である旨を主張してきた。

しかし、そもそも帰化制度については、国籍法5条等において許可要件（消極的要件）が明文で個別列挙されており、かつ、列挙された要件以外のその他の条件を考慮すべき（あるいは、考慮することができる）と定める条文も存在しない。よって、裁量権の行使が認められるにせよ、適正手続確保や法律に基づく行政の観点から、その裁量権の範囲は一定範囲に制限されるべきである。

その上でさらに、本件においては、帰化申請者（原告）が条約難民であるということも裁量権の範囲に影響を与える。

すなわち、

A 難民条約の締約国としての義務を日本が負う結果として、難民である当事者の案件については、帰化についての法務大臣の裁量権の行使が（通常の当事者と比して）制約され、さらに、

B 当事者が難民であるということは、国籍国の保護を受けられない、すなわち実効性ある国籍を有しない当事者であるから、事実上の無国籍解消の観点から帰化許可が国際的要請となる結果として、難民である当事者の案件については帰化についての法務大臣の裁量権の行使が（通常の当事者と比して）制約される

ということに留意が必要である。

以下、これらの点について述べる。

第2 上記Aの点（難民条約上の義務に基づく裁量権収縮）について

1 はじめに

日本は、難民の地位に関する1951年条約（難民条約）に1980（昭和55）年に加入し、翌1981（昭和56）年に効力が発生した。すなわち、日本は難民条約締約国としての義務を負っている。

また、難民条約に限られず、日本が締約国となっている条約について、日本政府がこれを誠実に遵守すべき義務を負っていることは、憲法上も明定されている（98条2項）。

すなわち、日本が国内法（国籍法）により帰化制度を定め、これを解釈適用・運用するにあたっては、条約誠実遵守義務との関係での制約に服するものというべきである。

2 難民条約 34 条

難民条約 34 条は、以下の内容を定める。

第34条【帰化】

締約国は、難民の当該締約国の社会への適応及び帰化をできる限り容易なものとする。締約国は、特に、帰化の手續が迅速に行われるようにするため並びにこの手續にかかる手数料及び費用をできる限り軽減するため、あらゆる努力を払う。

本件においては、第 2 文との関係で、日本が締約国として「帰化の手續が迅速に行われるようにするため・・あらゆる努力を払う」義務を果たしたかどうかとも問題となるが、より直接的に不許可処分の当否が問題となるのは、第 1 文との関係であろう。

すなわち。「締約国は、難民の・・帰化をできる限り容易なものとする」という条約の定めとの関係である。

3 条約 34 条第 1 文と本件との関係

- (1) 条約の解釈に関して、条約法条約（条約法に関するウィーン条約）の定めるところに従って解釈適用されるべきものであるところ、条約法条約は、「条約は、文脈によりかつその趣旨及び目的に照らして与えられる用語の通常の意味に従い、誠実に解釈する」ことを原則としている（31 条 1 項）。
- (2) 難民条約 34 条第 1 文についてみるに、「締約国は、難民の・・帰化をできる限り容易なものとする」という条項については、締約国に対して難民の帰化を一律に義務づけているとは解釈できないことが明らかである一方で、一般の帰化申請者と比して、帰化を容易化することは締約国に義務づけており、それは単に申請へのアクセスや費用に限られず、帰化の許可要件自体に関してもこれを緩和して帰化を容易化することを締約国に求め

ているというべきである。

- (3) この点、国籍法5条1項各号及び2項では帰化に関する許可要件を明文で定めているところ、条約難民に関しては、この明文の許可要件ですら緩和することが締約国に要請されていると解される。

すなわち、難民の特性として、着の身着のまま方法のいかんを問わず迫害のおそれがある本国等を脱出して日本に辿り着く当事者が多い以上、居住要件や収入要件を通常の申請者同様に課することは、明らかに相当ではないからである。

- (4) ましてや、明文にない許可要件についてはこれを難民の場合には解除するか、相当程度緩和することが難民条約34条第1文の帰結であると解すべきである。

この点、被告は国籍法5条2項をもって難民条約34条第1文の要請に答えている旨を主張するよう見えるが、5条2項は難民条約の存在を前提とせずそれ以前から存在する条文であり、同項の存在をもって条約34条第1文の要請に応えたとするのは明らかに具体的な根拠に基づかない主張というべきである。

4 小括

以上のとおり、本件においては、法務大臣は、本件処分にあたってこの難民条約34条に基づく義務、すなわち、「締約国は、難民の・・・帰化をできる限り容易なものとする」ために帰化要件について必要な解除ないし緩和を果たした形跡が認められない。

難民条約への加入時に国籍法について必要な改正を行わなかった以上、条約誠実遵守義務を果たすためには少なくとも裁量権の適切な行使をもって難民条約34条第1文の要請を満たすべきところ、そのような行使を怠っていることは明らかであるから、本件処分には裁量権逸脱濫用が認められるとい

うべきである。

第3 前記Bの点（難民が実効的国籍を持たない状況にあることに基づく裁量権収縮）について

1 はじめに

次に、難民の置かれた具体的な状況・境遇に鑑みた、帰化手続における裁量権行使のあり方について検討する。

被告は、国籍は、国家の主権者の範囲を画定し、国家の属人的統治権の範囲を限定する高度に政治的な事項であることを前提として、国籍を付与する帰化の拒否に関する判断について、法務大臣は極めて広範な裁量権を有すると主張し、同様の司法判断を行ったとする複数の裁判例を引用する（準備書面（1）4－6頁）。

しかし、これらの裁判例の当事者は、いずれも難民ではない。本件は、自国からの保護を受けることができず、自国に帰国することができない難民の帰化申請の不許可を問題にしているのであり、同列に論ずることは失当である。以下に、敷衍する。

2 難民の人権保障は、受入国が拠り所であること

(1) 難民は国籍国から保護を受けられないこと

難民とは、「人種、宗教、国籍若しくは特定の社会的集団の構成員であること又は政治的意見を理由に迫害を受けるおそれがあるという十分に理由のある恐怖を有するために、国籍国（無国籍者にあつては常居所国）の外にいる者であつて、その国籍国の保護を受けることができないもの又はそのような恐怖を有するためにその国籍国の保護を受けることを望まないもの（無国籍者にあつては常居所国に帰ることができないもの又はそのような恐怖を有するために当該常居所国に帰ることを望まないもの）」と定

義される（難民条約1条A（2）、入管法2条3号の2）。

すなわち、難民は、国籍国から、迫害を受けるおそれ、すなわち、「生命、身体又は自由の侵害又は抑圧及びその他の人権の重大な侵害」（出入国在留管理庁「難民該当性判断の手引」2頁）を受けるおそれがあるという、十分に理由のある恐怖を有しているために、国籍国から逃れて、他国へ保護を求めた者である。

したがって、難民ではない外国籍を有する者であれば、通常、享受することができる国籍国からの様々な保護を享受し得ないのである。したがって、難民は、仮に、国籍国の国籍そのものを維持していたり、形式的に有していたとしても、実効的な国籍は有しておらず、事実上、無国籍の状態にある。

この点、日本において、マククリーン判決をはじめとして、「外国人の人権」が語られるときには、当該外国人には、帰るべき「自国」があることが当然の前提とされている。例えば、憲法学者の佐藤幸治は、出国の自由につき、国際慣行ないし国際慣習法上の問題であるとしたうえで、「帰りたいときに帰る自由を当然内包していると解すべき」としている（佐藤幸治「憲法（新版）」青林書院、381頁）。

しかしながら、難民は、「帰りたいときに帰る自由」を行使することができない。なぜなら、自身で「帰る自由」を行使すれば、自国で生命身体その他の重大な人権が侵害されるおそれがあり、生命すら落としかねないからである。要するに、難民の「自国へ帰る自由」の保障は、無効化されているに等しいのである。

(2) 受入国が難民を保護する責務を負っていること

難民の置かれているこうした危機的かつ非人道的な状況を踏まえて、難民の受入国は、難民の国籍国にかわって、一人の人間としてその人権を尊

重することを保障し、難民を保護するのである。そして、難民条約は、難民の権利を様々に保障しており、帰化について定めた難民条約34条もその一つの規定である。

難民を保護することは、難民条約締約国の責務である。つまり、難民にとって、その人権保障の拠り所は、国籍国ではなく、受入国であって、かつ、受入国しか存在しないのである。

したがって、国家として、難民を受け入れることを決断し、その受け入れを実施している難民条約の締約国である日本が、難民の帰化を、難民ではない一般の外国籍者の帰化と一律同列に論じ、帰化の許可に関する判断の裁量権についても同一に判断することは、難民条約の趣旨に反するといふよりほかない。

3 無国籍者の保護、無国籍の発生の防止と解消は国際的な要請であること

難民は、上記の通り、国籍国からの保護を受けられないため、事実上の無国籍者であるともいえる。そして、今現在に至っては、無国籍者の保護、無国籍の発生の防止と解消は国際的な要請である。

なお、無国籍者については、1954（昭和29）年に採択された「無国籍者の地位に関する条約」と、1961（昭和36）年に採択された「無国籍の削減に関する条約」が存在する。条約発足当時は、無国籍者への関心は必ずしも高いとは言えなかったが、冷戦の終結後、無国籍者が多数発生したことを踏まえ、無国籍問題は国際社会の注目を浴びるようになった。難民保護の国際機関である国連難民高等弁務官事務所（UNHCR）には、1994（平成6）年からの一連の国連総会決議を通して、無国籍を防止し、削減するだけでなく、無国籍者の権利を守る任務が与えられた。その任務を踏まえて、UNHCRは2010（平成22）年に無国籍関連条約加入のキャンペーンを再開したところ、2つの条約加入国は飛躍的に増え、2022（令和2）年1

0月末時点で、「無国籍者の地位に関する条約」の締約国数は65か国から96か国に、「無国籍の削減に関する条約」の締約国数は33か国から78か国に増加している（UNHCR 駐日事務所「無国籍者の保護に関するハンドブック」1頁、甲17）。

日本は、いまだ、どちらの条約にも批准していないが、日本政府は、2018（平成30）年に、国連人権理事会の普遍的・定期審査でなされた2つの条約への締結の検討に対する勧告について、フォローアップすると前向きな姿勢を表明したところである。このように、無国籍の発生防止は今日、国際慣習法といわれており、これを無国籍防止原則という（近藤敦「人権法第2版」明石書店、44頁）。

最判平成7（1995）年1月27日も、国籍法2条3号の立法目的を無国籍の発生防止であると認定しているほか、国籍法8条4号の規定は、日本国籍を取得しなければ無国籍となる者のうち、国籍法2条3号の生地主義による日本国籍取得が認められない者に帰化条件を緩和するものであるが、その立法趣旨は、無国籍者の減少とされている（木棚照一「逐条国籍法」日本加除出版、428－429頁）。

さらに、憲法22条2項も、国籍離脱の自由は当事者が無国籍となる場合には認められないと理解されており、無国籍防止原則を前提としている。

このように、日本の憲法及び国籍法は、無国籍の発生防止、解消を重要な価値として認めているのである。

この点、無国籍者に対する難民不認定処分及び退去強制令書発付処分の違法性が争われた事案において、東京高判令和2（2020）年1月29日は、難民不認定処分を取り消し、第一審原告について「受入見込国が存在しないこと」や、退去強制命令を発令すると「地球上で行き場を失うこと」を理由として判示し、退去強制令書発付処分を無効と判断した（判タ1479号28頁）。ここに、無国籍者が抱える深刻な問題の本質が示されている。

即ち、現代の国際社会が、国民国家を前提としているため、人権は国民国家によって保障されるものであるところ、無国籍者には、自身が国民として所属すべき国家が存在せず、行き場がないという、極めて脆弱な立場に置かれているのである。これは、事実上の無国籍者でもある難民も同一である。すなわち、難民が受入国で滞在資格を与えられ、在留許可を得られたとしても、新たに国籍を取得できなければ、「国民」と同等の権利保障は得られず、以下で述べる通り、後述の通り、「行き場のない」状態が延々と継続し、社会生活を送る上での様々な制約を受け続けるのである。

以上から、難民が事実上の無国籍者であることも踏まえれば、無国籍の防止原則を考慮しなければならず、帰化の許可に関する判断の裁量権はその観点からも、制約されるのである。

第4 本件について裁量権の範囲の逸脱又は濫用を基礎づける事実

1 はじめに

被告は、前回の2023（令和5）年10月10日の弁論準備期日において、国籍法5条1項各号、2項の要件を満たすことについては、積極的に争うものではないと述べた。そうすると、原告の帰化申請が不許可になった理由は、国籍法5条1項各号に定められた要件以外の考慮事項を考慮した結果、ということになる。

一般的に、日本の帰化申請において、日本語能力は、帰化の許可を受けるための法律上定められた要件ではないが、日本語能力が一定の水準に達していなければ、不許可とされていることは、帰化の実務運用上、明白である。

そうすると、原告が帰化不許可になった理由としては、原告の日本語能力が一定の水準を満たさなかったことが考えられるところ、以下に述べる通り、当該考慮は、裁量権の範囲の逸脱又は濫用にあたる。

2 1回目の帰化申請の際の不許可理由

原告は、2018（平成30）年5月2日に1度目の帰化申請を行い、同年10月5日に、いわゆる「日本語テスト」を1回受けた（甲18の2・143頁、帰化申請にかかる情報開示請求を行ったところ、相当な部分について非開示とされており、実際のところ特定困難ではあるが、特定の氏名の記載欄があるページの書式の体裁を踏まえ、「日本語テスト」と判断した。以下に同じ。）。

テストを受けると、採点は目前で行われ、テストを行った担当職員からは、日本語テストはよくできていたが、居住期間が5年に満たないので結果は難しいだろうと説明された。

3 2回目の本件帰化申請の際の不許可理由

(1) 3度の日本語テスト

原告は、2021（令和3）年1月25日に本件帰化申請をした際、合計3回の「日本語テスト」を受けた。

1度目は、同年11月24日である（甲18の3・208頁）。テストを受けると、採点は目前で行われた。

2度目は、2022（令和4）年3月25日である（甲18の3・14頁）。2度目の「読み書きテスト」を受けた。前回と同様に、目前で採点された。

3度目は、同年10月14日である（甲18の3・6頁）。前回、前々回と同様に、目前で採点された。

(2) 帰化不許可の理由

原告は、3度目に行われた「日本語テスト」の日から10日後の2022（令和4）年10月24日付で帰化不許可と決定されたとして、同月31日、東京地方法務局職員から架電を受け、帰化申請が不許可だったとの

連絡を受けた。その際、同職員からは、原告の日本語能力が不足していたのではないかと示唆された。

4 難民に政府が提供する日本語教育の水準が、帰化の許可に必要な日本語能力の基準となること

(1) はじめに

冒頭で引用した難民条約34条の第1文においては、「締約国は、難民の当該締約国の社会への適応及び帰化をできる限り容易なものとする」と定めているところ、日本は締約国として認定難民に対して定住支援プログラムを提供している（甲19。外務省の外郭団体であるアジア福祉教育財団の一部門としての難民事業本部[RHQ : Refugee Head Quarter]が受託運営）。

これは、日本語教育を中心に社会適合訓練も含んだ半年間の難民条約34条第1文に基づく締約国の義務履行の一環としてなされているものと認められる。

そうすると、条約難民としての認定後のRHQでの定住支援プログラムでの日本語教育と社会訓練は、「難民の当該締約国の社会への適応及び帰化をできる限り容易なものとする」目的で実施されているものであるから、条約の義務履行に即した制度設計のあり方として、定住支援プログラムを受けて帰化申請を行うことが想定されているというべきである。

そうであるとする、難民条約34条第1文を踏まえた帰化の許可要件設定においても、条約難民である帰化申請者については、仮に一定の日本語能力を明文にない要件として要求するとしても、RHQでの定住支援プログラムにおける日本語教育課程を修了した者にとってはその修了の事実をもって日本語能力の要件充足とみなすことが制度設計上必要かつ相当である。

(2) RHQ支援センターにおける定住支援プログラムが唯一難民に提供される公的な日本語教育であること

上述したとおり、認定難民に対して日本政府が提供する日本語習得機会としては、RHQ支援センターによる定住支援プログラムがある。この定住支援プログラムは、日本語教育が572時限、生活ガイダンス講座120時限で構成されている（1時限は45分間）。

ここでの日本語教育では、日本語の基礎（読む、書く、聞く、話す）を身に着けることができ、生活に必要な日本語を勉強することができる（甲19）。この定住支援プログラムは、無料で提供されているが、認定された条約難民と第三国定住難民しか受講することができない。言い換えれば、難民に対して、日本政府が提供する、唯一の公的な日本語教育である。

(3) RHQ支援センターにおける日本語教育を修了したこと

原告は、2015（平成27）年10月15日付で難民認定を受けた後、2016（平成28）年4月4日から2017（平成29）年3月27日まで、RHQ支援センターにおける定住支援プログラムを受講し、修了した（甲18の2、28頁）。

(4) 帰化の許可に必要な日本語能力の水準

帰化申請にあたり、法律上の要件ではないものの、一定の日本語能力を求めることが裁量の範囲であるということは、理解できるところではある。日本では、法律上の明確な定めはないものの、日本語がいわば「国語」とされていることは社会通念上明らかであるほか、日本語のある程度の理解とコミュニケーション能力がなければ、社会生活を送る上で支障をきたすおそれがあることが理由であると推測される。

一方で、難民にとっては、RHQ支援センターで提供される日本語教育以外に、公的に保障された日本語プログラムが存在しない。

したがって、難民にとっては、この日本語教育によって身に着けることができた日本語能力以上の水準を求められたとしても、それは、政府から学ぶ機会を得ていないにもかかわらず、習得を強いられることを意味するのであり、不公正かつ不合理であるし、難民条約34条の趣旨に鑑みても過大かつ不相当な要求となる。

そうすると、先に述べた、難民条約34条の趣旨や難民が国籍国から保護を受けられない事実上の無国籍者である等の背景事情を踏まえれば、仮に難民についても、帰化を許可するために一定の日本語能力があることを要求するとすれば、それに必要かつ十分な水準は、RHQ支援センターで提供された日本語教育修了レベルと設定されることが制度設計上必要かつ相当である。言い換えれば、難民の帰化の許可を判断する際、それ以上の日本語能力を求めることは、裁量権の範囲の逸脱又は濫用にあたるというべきである。

(5) 小括

以上を踏まえると、原告は、1度目の帰化申請の前である2017年3月27日に、RHQ支援センターによる日本語教育を572時限全て受講して修了しており、そこで提供された日本語能力を身に着けたものである。そして、1度目の帰化申請時においては、日本語テストは十分と評価されたと認識しており、一定の能力を満たしていたと考えられる。それにもかかわらず、2度目となる本件帰化申請では、3度の日本語テストを受けさせられたうえに、帰化不許可となった。これは、原告が、RHQ支援センターで提供されて身に着けた日本語教育以上の水準を求められたというよりほかない。なお、原告は、本件訴訟のために、原告訴訟人代理人らとたびたび打合せをしているが、そのほとんどは日本語でのやり取りであることから、原告には相当程度の日本語理解力があることが認められるところである。

したがって、本件帰化不許可は、難民である原告に、政府が提供した日本語教育以上の日本語能力を求めた結果、裁量権の範囲の逸脱又は濫用にあたり、違法である。

仮に、帰化の許可のために、それ以上の高度な日本語能力のレベルを要求するのであれば、難民に対して、その能力を身に着けるために必要な日本語教育の機会を無償で提供しなければならなかった。しかし、日本政府はそのような日本語教育の機会は提供していないのであり、帰化の許可のために、それ以上の水準を求めることは、難民に対する行き過ぎた要求であると言わざるを得ない。

第5 日本国籍が得られないことで生じている様々な制約

1 日本における様々な制約

受入国である日本で、難民が日本国籍を取得できなければ、以下の様な不利益を被る可能性がある。

(1) 海外渡航の制約

まず、日本以外の他国への渡航が著しく制約される。難民条約28条は、締約国が難民に対して難民旅行証明書を発給するものとする規定するが、難民旅行証明書の発給を受けたとしても、それを使用した海外渡航には、おのずから制限がある。あらゆる国が、難民旅行証明書での渡航を受け入れるとは限らないうえに、渡航先における出入国管理では、締約国が発行する難民旅行証明書の有効期間や書式等に多いに影響を受けるからである。日本の難民旅行証明書の有効期間はわずか1年である（入管法61条の2の12・第3項）。渡航に際して、半年以上の旅券の有効期間を求める国家が多いことからすれば、そもそも有効期間が短く、発行から半年が経過すれば事実上無効になってしまう。

また、2023年1月に難民旅行証明書の書式が変更される以前は、難

民旅行証明書の身分事項は手書きであり、顔写真も直接貼付され、機械読取式にも対応がなく、日本国民旅券の体裁とは大きく異なっていた。そのため、難民旅行証明書での渡航を受け入れる国は決して多くなかった。

なお、日本においては、旅券を有しない者に対して、旅券代わりとなる再入国許可書の交付が認められている（入管法26条2項、同条8項）。しかし、諸外国において再入国許可書の渡航が常に認められるとは限らず、入国を認めない国も存在する。そのうえ、再入国許可書は見慣れない文書であるため、諸外国での入国審査の場面で、数時間にわたって調査されることもあり、再入国許可書による渡航にも相応の制約がある。

(2) 社会経済生活上の機会損失

次に、難民は、当初は国籍国の有効な旅券を有していたとしても、難民認定を受けた後、旅券を更新することができない者が多い。一方で、受入国での社会生活を営む上で、有効な旅券が、身分を示す必要書類として不可欠になっていることも多い。たとえば、携帯電話の利用契約、銀行口座の開設、不動産の賃貸借契約、雇用契約などである。よって、旅券を所持していないために、様々な機会を逸する可能性が高く、社会生活に支障をきたしうる。

(3) 参政権の不存在

さらに、受入国の参政権が国民に対してしか認められていなければ、難民は、参政権を行使することができない。日本は、定住する外国籍住民であっても、参政権を認めていないため、難民も参政権は一切認められない。これは、いつまでたっても、受入国の一員として国政や地方政治に、全く関与する機会が与えられず、生涯、日本社会の正当な構成員とは認められず、周縁に置かれることを意味する。

(4) 非正規滞在者になる潜在的リスク

くわえて、現時点で在留資格を有していたとしても、退去強制事由に該

当し、非正規滞在者に陥るリスクは潜在的に常に抱えている。

2 原告に生じている不利益

原告についてみると、実際に、原告は、渡航の自由を著しく制限されている。現に、原告は、スイス、アメリカにおいて開催される国際会議に招待されながらも、難民旅行証明書、再入国許可書での渡航は認められず、渡航することも国際会議に出席することもできなかった。また、再入国許可書を使用して、最終的には渡航ができた韓国、エチオピア、マレーシアにおいても、入国審査の場面で数時間も待たされたうえに、長い審査を受け、入国できるかどうかの不安を抱えながら辛抱強く対応しなければならなかった。

さらに、原告は、有効な旅券を所持しないため、就職においても不利益を被っている。就職活動の際、旅券の提示を必要書類として求められ、それを提示できないために、申請にすらたどり着けないことがあった。くわえて、原告が代表者として設立した法人名義で銀行口座を開設しようとするも、旅券不存在のため、いまだ、銀行口座の開設ができていない。

原告は、日本の永住者であるものの、参政権が認められていないことは言うまでもなく、日本の構成員としてフルメンバーシップを与えられず、社会の周縁に置かれ続けている。

3 小括

以上の通り、原告の社会生活は、日本国籍を取得できないために、多くの制約を受け続けている。よって、可及的速やかに原告に対して帰化が認められ、日本国籍が与えられなければならない。

第6 まとめ

以上の通り、本件申請は条約難民による帰化申請であることから、冒頭記

載のA（難民条約の締約国としての義務）及びB（事実上の無国籍解消の国際的要請）によって通常の帰化申請と比して法務大臣の裁量権が収縮するといふべきところ、法務大臣は、原告が国籍法5条に定める明文上の帰化要件を充足していることを認めつつなお、明文にはない日本語要件を条約難民に対して通常の申請者同様に課して不許可の判断をしたものと思われる。

その結果現に、原告は、本件不許可処分によって日本国籍を適時に得られなかったことにより、様々な社会生活上の権利制約や不利益を受け続けている状況にある。

この状況は、34条をはじめとする難民条約の要請にも、無国籍解消に向けた国際的要請にも、反していることが明らかである。

したがって、本件不許可処分は、明らかに裁量権の逸脱濫用によるものと評価すべきであって、取消しを免れないといふべきである。

以上